



三戸町告示第1号

三戸町公共下水道事業計画の変更について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の案を本公告の日から2週間（三戸町庁舎管理規則第5条第1項の開扉時間以外の時間を除く。）、公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該事業計画の案について、町長に意見書を提出することができる。

令和8年2月26日

三戸町長 沼澤 修 二



- 1 事業計画の名称
三戸町公共下水道事業
- 2 予定処理区域
計画区域 194ヘクタール
- 3 工事着手年月日
平成17年6月1日
- 4 工事完成予定年月日
令和13年3月31日
- 5 縦覧場所
三戸町役場建設課